

平成29年 6 月23日

株 主 各 位

大阪府中央区久太郎町2丁目4番11号

堺 商 事 株 式 会 社

取締役社長 赤 水 宏 次

第91回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の第91回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報 告 事 項 1. 第91期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

2. 会計監査人及び監査役会の第91期連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第 1 号 議 案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、当社普通株式5株につき1株の割合で併合することなどを決定いたしました。

なお、平成29年5月10日開催の取締役会で決議いたしました単元株式数の変更(1,000株から100株に変更)及び本株式併合などの効力発生日は、平成29年10月1日です。

第 2 号 議 案 取締役7名選任の件

本件は、原案どおり取締役に赤水宏次、片岡茂夫、在津昭宏、川原 章、山田賢治、上田憲、佐野俊明の7氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、上田 憲氏は社外取締役であります。

第3号議案 役員賞与支給の件

本件は、原案どおり役員賞与として当期末時点の取締役のうち6名（うち社外取締役1名）に対し、総額1,300万円（うち社外取締役50万円）を支給することに承認可決されました。

以 上

なお、本定時株主総会終了後開催された取締役会の決議により、代表取締役及び役付取締役の選定が行われ、それぞれ就任いたしました。

代表取締役社長	赤 水 宏 次
常 務 取 締 役	片 岡 茂 夫

また、本定時株主総会終了後開催された監査役会の決議により、辻 幸裕氏が常勤監査役に選定され、就任いたしました。

以 上

【ご参考】株式併合及び単元株式数の変更に関するQ & A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか

A 1. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか

A 2. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、1,000株から100株に変更いたします。

Q 3. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか

A 3. 以下のとおり予定しております。

平成29年9月27日 当社株式の売買単位が100株に変更

平成29年10月1日 単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日

平成29年10月下旬 株主様へ株式併合割合通知発送

平成29年12月上旬 端数処分代金の支払開始

Q 4. 株式併合は資産価値に影響を与えませんか

A 4. 株式併合によって、会社の資産や資本に変更はございませんので、株式市況の動向等他の要因は別として、理論上は、ご所有株式の資産価値に変動はございません。

株式併合後においてご所有の株式数は5分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は5倍になります。

Q 5. 所有株式数と議決権数はどうなりますか

A 5. (所有株式数について)

株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます）となります。証券会社等に開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成29年10月1日付で、株式併合後の株式数に変更されます。なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。（具体的なスケジュールは、Q 3. のとおりです）

(議決権数について)

議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

なお、株主様が口座を開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくは、お取引のある証券会社にお問い合わせください。

Q 6. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか

A 6. 株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、お取引のある証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は、後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 受け取る配当金額への影響はありますか

A 7. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが株式併合の効力発生後は、併合割合(5株を1株に併合)を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等の他の要因を別にすれば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数については、当該端数に係る配当は生じません。

Q 8. 株主は何か手続きをしなければならないですか

A 8. 特段のお手続きの必要はございません。

【お問い合わせ先】

株式併合及び単元株式数の変更に関し、ご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒541-8502

大阪市中央区伏見町3丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話 0120-094-777 (通話料無料)